

（議員の期末手当における役職加算相当分の廃止に関する議案説明）

議員提出議案第1号『議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の設定』について、提案の理由及び内容の説明をさせていただきます。1991年(平成3年)の2月臨時会におきまして、一定以上の役職がある職員の期末・勤勉手当に対して20パーセントを限度とする加算制度の措置が可決されました。それに準ずる形で、議会の議員についても条例改正がされました。その当時はバブル景気絶頂のころで大企業に比べ公務員のボーナスが少なく、官民の格差是正のために導入されたことには一定の意味、役割があったと思われます。

しかしながら、その後20年経過した現在の社会情勢や豊中市の財政状況を考えれば、制度の役割、目的をもう失っていると思います。言い換えると、役割、目的を失った制度によって支給される私たち議員の期末手当の役職加算相当分については、納税者である市民の方々に明確な説明の出来ない税金の支出ではないでしょうか。今年の3月定例会においても同じ議案を提案させていただきました。その際は、賛成少数で否決されました。反対の意見としましては、議事録を調べると「議会費の削減にはこれまで真剣に取り組んできた」「議員報酬の問題に関しては、市民の要求が非常に多い議員定数の削減をしっかりと議論し、これを実行に移すことを優先すべき」「財政再建の観点からも議員報酬の加算部分の削減だけでは財政的な効果は少ない」「議員報酬だけでなく職員の役職加算に至る部分までを見据えている」といったものでした。否決された議案を今回再度提出させていただいた理由につきましては、今回、議会費の削減を目的に、議員の月額報酬の削減案が提案されており、その対案として出させて頂きました。今回の議員報酬の月額単価の削減案と役職加算相当分の廃止では、削減効果額はそれほど大きな差はありません。さらに、議員定数の削減を優先すべきとのご意見もありましたが、議会改革検討委員会において、提案会派から、提案の取り下げがあったと伺っています。また、あくまで議員報酬の月額単価の削減案の対案ですので、職員の役職加算については何ら考えておりません。何より、議員報酬の削減をするのであれば、月額単価の削減の前に、まずは、役割、目的を失い市民の方々に説明がしづらい役職加算相当分の廃止をすべきではない

かというのが提案議員の主張です。その上で、市の財政状況、社会状況を考え、さらに必要ということであれば、議員の月額単価の削減も行っていけばよいのではないのでしょうか。

前置きが長くなりましたが、このたび私たち3人の連名で議員提出議案としましては、議員の期末手当における役職加算相当分を廃止するために、お手元の説明の新旧対照表にあります第7条第2項の下線部にあります「及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額」の部分に削る改正案を提案させていただいております。繰り返しになりますが、全議員が、議会費の削減を図らなければならないとの思いで一致している中、議員報酬の削減を図るのであれば、まずは、役割、目的を失い、市民の方々に説明がしづらい議員の期末手当の役職加算相当分を見直すべきではないかとの思いで提出させて頂きました。是非ともご理解、ご賛同を頂きますようお願いいたします。